

第8回黒石市新型コロナウイルス感染症総合対策本部 (新型インフルエンザ等対策本部) 会議 概要

日 時：令和2年5月15日（金）午後2時
場 所：黒石市役所 庁議室

1 本部長あいさつ

昨日、国の緊急事態宣言が青森県を含む39県で解除されたことを受け、知事は県の方針を説明した。本日は、今後の当市の対応、取り組みについて協議していきたい。

2 令和2年5月14日の政府方針を受けての市の対応について

事務局

5月14日、国の対策本部において特定警戒都道府県の一部を含む39県について緊急事態宣言が解除された。同日、青森県知事メッセージが発出され、県の対応方針が示された。このことを受け、市の対応は次のとおりとする。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請があった事項について、市民に周知する。主にソーシャルディスタンスの考えのもと、県が県民に対して要請するもの、事業者等に対して要請するもの、イベント等を開催する際に気をつけてほしいこと等について、引き続き周知する。
- ・ 緊急事態宣言の解除を受け、5月31日までの市の公共施設等の休止の対応については、別紙のとおりとする。

本部長から

緊急事態宣言の解除により、県の施設は順次協議しながら開館していくという状況である。当市としては、5月31日までは現在の対応を継続する。各部署においては、6月1日から市民サービスを平常に戻せるよう、今月中に体制を整備していただきたい。6月1日以降も「3密」の回避、マスク・消毒・手洗い等の感染症予防対策をしっかり行ったうえで、公共施設の一般開放を考えていただきたい。

3 今後の再流行（第2波）に備えた各部の体制について

本部長

秋から冬にかけて第2波が起こる前提のもとで体制整備に取り組んでいただきたい。当市での感染者が出なかったというのは大変ありがたいことである。今後も感染者が出ない状況を維持していきたいと思うが、いつどのようになるかは分からない。現在まで、市が新型コロナウイルス感染症に関連して様々な対策に取り組んできた経緯がある。資機材等の手配についても、まだ入ってきていない部分があるが、秋、冬まで

に体制を充実させ、第2波が起きても十分対応できるように、各部各課で協議したうえで迅速な取り組みをしていただきたい。当市だけで対応しきれない部分は、県及び国にも要望していく必要がある。財政的な部分については財政担当と十分協議し、出来る限り応えていけるように努めていく。また、教育委員会でもGIGA体制等々ようやく動き出しているものの、現状は全ての子どもたちが家庭でインターネットを使って学習できる環境になっていないと考えている。今後、実現可能に向けて、十分協議しながら進めていただければと考えている。

厳しい中においても、市民の方々が安心して暮らせる地域づくりに向けて、職員一丸となって頑張っていると思う。今後も使命感を持って、一つひとつの事業に対応していただければと感じている。

4 その他報告等

商工観光部

事業者支援の状況について

- ・セーフティ保証に係る認定について、5月14日現在22件の認定をしている。
- ・事業継続緊急支援金については本日交付要綱を制定した。5月18日（月）から申請受け付けを開始する。周知についてはホームページ、報道機関への情報提供、6月号の市報、申請受付期間中に数回の新聞広告、関係団体へ会員への情報提供依頼している。
- ・グルメ券発行事業については本日交付要綱を制定した。5月18日から6月10日まで参加店の募集を行い、今後グルメ券の作成等を進め、6月下旬頃から各世帯へ発送開始する予定である。ただし、金券のため書留扱いとなり、約1万4千世帯へ郵送が完了するまでには1カ月程度の期間が必要となる。使用可能な期間は12月下旬までの6カ月間と十分な期間を確保したい。なるべく早く開始したいと思っている。

企画財政部

特別定額給付金については5月9日に各世帯向けに通知を発送した。5月12日、13日、14日の3日間で配布し、昨日までに全世帯に行き渡っているということになっている。ただし、行先不明等で返ってきた通知については、これから調べ、再送付する予定である。5月13日までにオンライン申請があった83世帯219人分、金額にして2,190万円分を振り込むよう会計課へ手続きをした。銀行口座に振り込まれるのは、5月20日の予定となっている。郵送による申請については昨日1,300通、本日1,800通となっている。土曜日、日曜日でデータの入力等を行い、順次支給する手続きをしていく。3密を避けるという点から、相談窓口は設けておらず、電話で問い合わせしてもらうことにしているが、作業場となっている多目的ホールや庁舎案内、企画課窓口には相談に来る方がいる。庁舎案内には職員一人を配置し対応している。混雑を防ぐため、なるべく電話で問い合わせしていただくようお願いしている。

また、当初ホームページに掲載した申請期間は5月18日から8月17日までとしていたが、準備が早く整ったことやオンラインによる申請が既に来ていたことを受け、申請期間を5月12日から8月12日までの3カ月間に変更する。これについては、ホームページ内で既に訂正の掲載をしている。また、6月号の広報に掲載し周知していきたい。

議会事務局

「三つの密(密閉・密集・密接)」を防ぐという観点から、第2回定例会の一般質問の日程を短くする等の運営方法について、5月21日(木)の各会派代表者会議において決定することになっている。

本部長から

6月1日からの市の取り組み等について、出来る限り早く対応をし、市民への周知徹底をお願いしたい。周知についてはホームページだけでなく、6月号の広報紙も活用し、市民に情報を流すことに徹していただきたい。

また、今後の当市の経済対策について各部で検討していただきたい。交流人口等の拡大が地方経済の起爆剤になっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で期待しにくい状況になった。地域経済を維持していくために、各部署で何ができるのか、何を取り組めば良いのかを整理していただきたい。